

2010年8月11日

株式会社ECC
代表取締役 山口勝美 様

適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西
理事長 榎 彰 徳
【連絡先（事務局）】担当：西島
〒540-0033 大阪市中央区石町
1丁目1番1号天満橋千代田ビル
TEL06-6945-0729/FAX06-6945-0730
メールアドレス info@kc-s.or.jp
ホームページ [http:// www.kc-s.or.jp](http://www.kc-s.or.jp)

お問い合わせ

当団体は、消費者団体訴訟制度の制度化を受けて、不当な勧誘行為や不当条項の使用の中止を申し入れたり、団体訴権を行使していくことを重要な活動内容として、関西地域の7府県の消費者団体や消費者問題に取り組む個人によって構成され、2005年12月3日に結成された消費者団体であり、2007年8月23日には、内閣総理大臣より消費者契約法第13条に基づく適格消費者団体として認定されました（組織概要についてはホームページをご参照下さい）。

さて、当団体では、貴社から頂いた2010年6月14日付回答書を検討させて頂きました。

同回答書によりますと、当方からお送りした平成22年5月27日付申入書記載の申入の趣旨1乃至3および既契約締結済者に対する再告知について、当方指摘通りの措置、対応を実施されるとのことでした。

そこで、当方といたしましては、貴社において、上記回答日である平成22年6月14日以降、上記措置・対応が貴社において具体的にどのように実施されているのかを確認する必要があると思料し、下記の点についてご確認させて頂くこととなりました。

つきましては、本お問い合わせに対する貴社のご回答を、2010年9月1日までに書面にて当団体事務局まで送付頂きますようお願いいたします。貴社の誠実、真摯な対応を期待します。

なお、本お問い合わせは申入れ後のものですので、公開の方式で行わせてい

いただきます。したがって、本お問い合わせの内容、及びそれに対する貴社のご回答の有無とその内容等、本お問い合わせ以降のすべての経緯・内容を当団体ホームページ等で公表いたしますので、その旨ご承知おきください。

記（質問事項）

1. 当方の申入の趣旨に従い、新たに特定商取引法第42条第1項に基づいて交付される書面（いわゆる「概要書面」）および同条第2項第3項に基づいて交付される書面（いわゆる「契約書面」）について、これらの交付の開始時期、新たに交付の対象とされる契約者の概要（月謝払い制をとる契約者全体的なのか、あるいはその一部なのか）をお教えてください。
また、新たに交付されることになった「概要書面」「契約書面」の書式を頂戴できれば幸いです。
2. 平成22年6月14日から新たな「概要書面」「契約書面」の交付が開始されるまでの期間において、月謝払い制を選択したうえで受講契約の申込みを行った新規受講契約者に対しては、どのような書面が交付されているのか、どのようにクーリング・オフ制度等の告知等を行っているのかをお教えてください。
3. 平成22年6月14日以前に契約されている契約者（既契約締結済者）に対しては、どのような再告知の措置を講じられるのか（「概要書面」「契約書面」を交付し直しを行うのか、いつの時点まで遡って再告知の措置を講じられるのか、また、既契約締結済者に対する告知の方法として貴社WEBサイトや社告などの手法をとられるのか）をお教えてください。

なお、貴社は従前、月謝払い制を選択した受講契約者に対して、一律に、特定商取引法の適用がないとして、「概要書面」「契約書面」の交付を行わず、クーリング・オフを認めないという運用を取られておりました。

しかしながら、貴社の右運用は、特定商取引法42条、44条1項6号に違反するものであり、これらに対しては、同法58条の8に基づく差止請求権の対象となるほか、同法47条1項による業務停止命令の対象となり、また、同法70条1号、72条1号によって刑事罰が科せられるものであり、その違法性は決して軽微・形式的なものではないと考えております。

従いまして、貴社が当方の申入の趣旨に従った措置・対応を実施されるとしても、上記違法な点が完全に解消されるような抜本的な措置、対応を実施されることを求める次第です。

以上